## 徳島県告示第五百八十五号

次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

から二週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年十二月二十二日

令和五年十二月二十二日

徳島県知事 後藤田 正

純

## 道路の種類 県道

1 3 9		番 整号 理
	板船戸切幡上	路線名
同	□□七番地先までは一七○番一地先から回	区間
新	旧	の 新 別 旧
一五・六~三〇・九	五・四~ 八・○	(メートル)敷 地 の 幅 員
三五・四	一三五・四	(メートル) 長